

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	天理市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/main">http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/shichoukoushitsu/sougouseisakuka/main</a>

執行機関名 天理市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務	就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの。
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		天理市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一第24の項 就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する援助に関する事務であって規則で定めるもの。
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条 教育基本法第4条第3項及び学校教育法第19条の規定に基づき、小学校、中学校に在籍し、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、その要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。交付に関しては、天理市教育委員会補助金交付規則(平成15年3月天理市教育委員会規則第1号。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱第2条第1項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学援助の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	就学援助費事務取扱要綱第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者の保護者に係る住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	就学援助費事務取扱要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者の保護者に係る市町村民税に関する情報
備考		